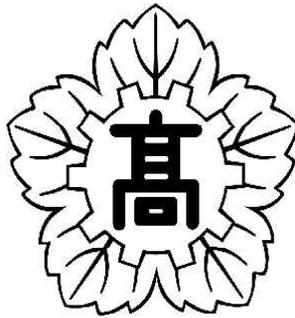


いじめ防止の基本方針



令和8年3月
秋田県立大曲工業高等学校

1 基本理念

いじめ防止対策推進法(平成25年6月公布)、秋田県いじめ防止対策推進条例(平成28年10月公布)の趣旨を踏まえ対策として行う。

(1)定義(法律第2条、条例第2条による)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。場所は学校の内外を問わない。

(2)ポイント

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も生徒であること。
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④Bが心身の苦痛を感じていること。

(3)基本姿勢

- ①「いじめはどの生徒にも起こりうる。」
- ②「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない。」

2 未然防止

生徒一人ひとりが規範意識を高めるために、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、学校生活での活動の充実に取り組む。

- (1)授業での活動の充実
- (2)学校行事等での活動の充実
- (3)体験活動等の充実
- (4)保護者との連携

3 早期発見

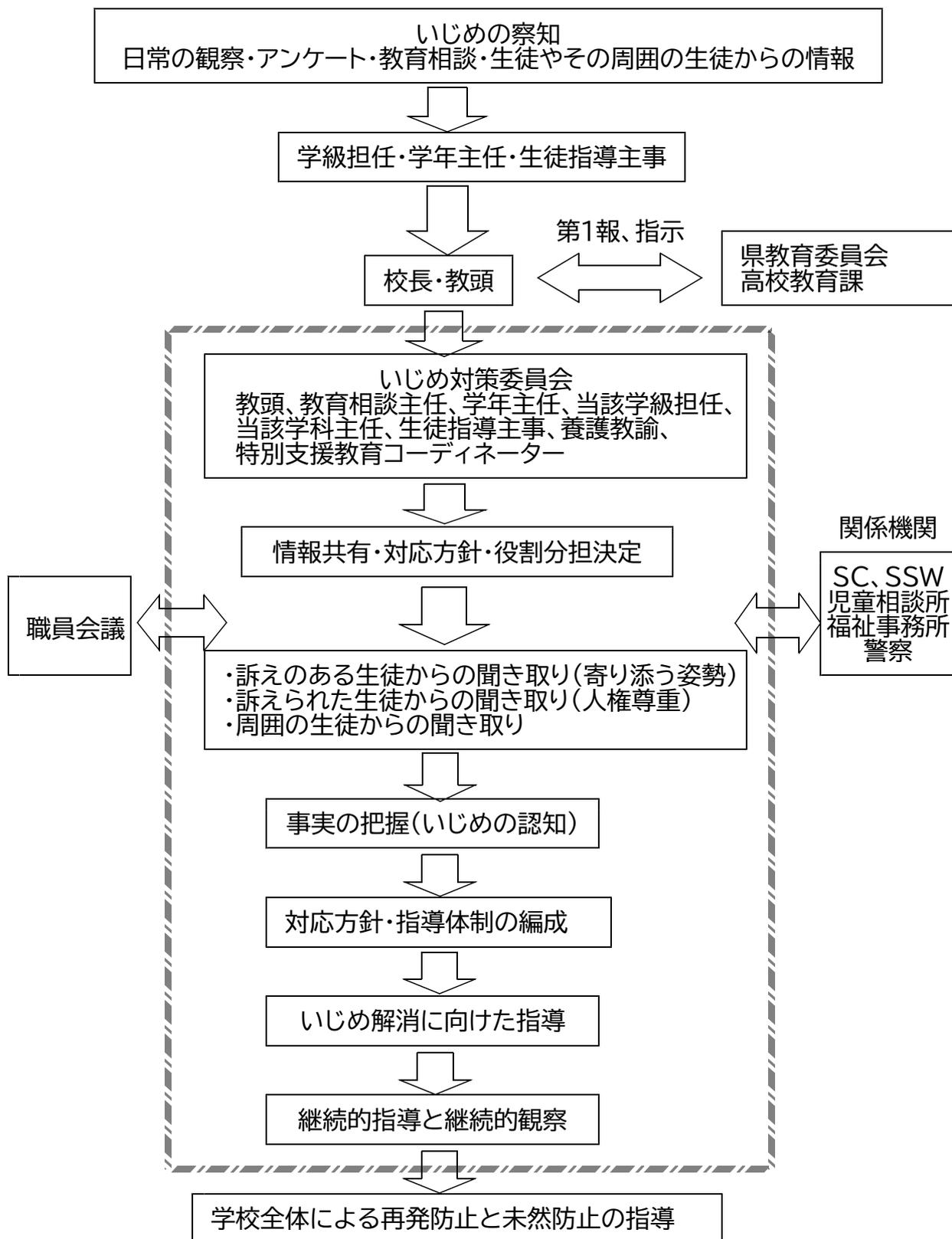
生徒の些細な変化を見逃さず、全職員が積極的に生徒と関わり、信頼関係を構築するよう努める。

- (1)調査の実施
 - ・日々の心の健康観察、いじめに関するアンケート調査で実態を把握し、必要に応じて面談を実施する。
- (2)個人面談等の実施
 - ・気になる生徒に対して学級担任が面談をして、悩み・不安等を聴き取る。
- (3)相談窓口の周知
 - ・学級担任以外にも相談ができるよう、スクールカウンセラー、保健・教育相談部、養護教諭、生徒指導部等の窓口を周知する。

4 組織的対応

- (1)学級担任等が抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」で迅速かつ明確に対応する。
- (2)日々の生徒の観察、面談。心の健康観察やアンケートにより早期発見に努力する。
 - ①情報を集め組織的に共有する。
 - ②指導・支援体制を組む。
 - ③生徒への指導・支援を行う。
 - ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
 - ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、責任を自覚させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。
 - ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを知らせる勇気をもつように伝える。
 - ④保護者と連携する。
 - ⑤関係機関への相談するなど連携する。

対応及び組織



SC :スクールカウンセラー

生徒の心のケアを図り、問題等の未然防止や早期発見、早期解決のため生徒との面談や保護者の相談(学校生活、悩み等)に対応します。

SSW:スクール・ソーシャル・ワーカー

問題を抱えた生徒とその置かれた環境への働き掛けを行い、関係機関との連携して、福祉の視点をもった働き掛けを行います。